

新たな産業・地域づくりに関する検討業務委託 業務委託仕様書（企画提案用）

1. 適用範囲

本仕様書は、千葉県が委託する「新たな産業・地域づくりに関する検討業務」の企画提案募集において適用される主要事項を示すものである。

この仕様書は事業の概要を示すものであり、最終的な業務委託仕様書（契約書に添付するもの）は、受託候補者と協議の上、千葉県が作成する。

2. 履行期間

契約締結日から令和7年3月28日（金）まで

3. 業務の目的

国内外の社会経済情勢が大きく変化している中において、成田空港の更なる機能強化や圏央道等の道路網の整備進展など、本県が有する価値やポテンシャルにも変化が生じている。

こうした国内外の情勢変化に対応しつつ、20年、30年先の将来を見据えた産業・地域づくりに向けて、成田空港周辺、かずさアカデミアパーク、幕張新都心、柏の葉、北千葉道路沿線（未開通区間を含む）、東京湾アクアライン着岸地周辺等、本県経済をけん引していくことが期待される地域（以下「対象地域」という。）に、成長が見込まれる産業分野等呼び込める環境づくりを進めることが重要である。

本業務では、対象地域における成長分野の立地可能性、周辺産業や雇用等への効果、最新の投資動向などの詳細な分析を進め、本県が誘致を目指す産業分野の絞り込みにつなげるとともに、幅広い県の施策に反映させることを目的とする。

4. 業務の内容

（1）対象地域における事業可能性調査

- ・対象地域の地理的条件や特性（都市機能、産業誘致のための面積規模等）、各成長分野における立地条件を踏まえ、誘致すべき成長分野を対象地域に呼び込むための環境づくりを進めることを目的に、インフラ（電力供給、通信、上水道、工業用水、排水等）、各種土地利用規制（都市計画、農業関係、災害関連等）、周辺環境（人口、道路・交通等）を整理し、「各成長分野の立地可能性」「立地に向けた課題の整理」「具体化に向けた対応方策」を調査・分析する。なお、整理にあたっては、他地域との比較も考慮すること。
- ・あわせて、理想的なまちづくりに向けて、誘致すべき成長分野と一体的に誘致すべき機能（オフィスビル、学術・研究機関、商業施設、住環境等）を整理する。

【提案にあたっての留意事項】

- ①調査・分析を行う成長分野については、4領域（デジタル、環境エネルギー、バイオ、マテリアル・その他）から12以上の分野を目安にバランス良く設定すること。ただし、立地のための条件が同一、あるいは類似する成長分野をグループ化するなど、分類・分析の手法の詳細は提案による。

分野の例

デジタル：半導体、ロボット

環境エネルギー：電池、水素・アンモニア

バイオテクノロジー：先端医療技術

マテリアル：半導体素材、ファインケミカル 等

- ②調査・分析を行う項目（インフラ、各種土地利用規制、周辺環境等）については、地域の実情を考慮し、対象地域ごとに設定して差し支えない。
- ③提案に当たっては、地域ごとの調査・分析項目、具体的な分析手法、調査対象とする成長分野、アウトプットのイメージ等を明記すること。

（2）各成長分野の立地による周辺産業・地域への影響調査

- ・成長産業の立地による周辺産業・地域への中長期的な影響を可視化することを目的として、具体的かつ客観性の高い経済指標等（経済波及効果、雇用創出効果、投資効果 等）による調査・分析を行う。
- ・また、分析に当たっては、近年の立地実績が多い分野・機能・施設等との中長期的な影響についての比較分析をあわせて行う。

【提案にあたっての留意事項】

- ①調査・分析の例として「経済波及効果」「雇用創出効果」「投資効果」を示しているが、独自の提案も含め、有効と考える指標を用いて分析することとして差し支えない。
- ②分析の対象とする成長分野は、原則として「（1）対象地域における事業可能性調査」を踏まえて設定すること。
- ③調査は対象地域ごとに行うこととし、対象地域を中心に、なるべく広域的な影響を分析する。なお、対象地域とその他の地域において、異なる手法により分析することは差し支えない。
- ④提案に当たっては、分析を行う経済指標等、具体的な分析手法、アウトプットのイメージを明記すること。

（3）立地効果が見込まれる成長分野に関する詳細分析

- ・対象地域への立地効果が見込まれる成長分野について、誘致すべきターゲットを更に絞り込むことを目的に、当該分野の構造を明らかにした上で細分化（製造工

程別、素材別 等) し、投資動向や付加価値、雇用創出効果等を整理する。

【提案にあたっての留意事項】

- ①対象とする成長分野は、「(2) 各成長分野の立地による周辺産業・地域への影響調査」において調査する項目の中から4項目以上選定すること。
- ②詳細分析の例として「製造工程別の細分化」「素材別の細分化」を示しているが、独自の提案として差し支えない。
- ③提案に当たっては、調査する分野の数、分析手法、アウトプットのイメージを明記すること。

(4) 民間事業者等の動向把握

- ・対象地域における企業の立地可能性を確認することを目的に、先進的な取組を行う自治体等や民間企業に対してヒアリングを行うとともに、県の取り組みの周知も併せて実施する。
- ・成長分野に関する知見をさらに高めることを目的に、専門的知見を有する有識者に対してヒアリングを実施する。

【提案にあたっての留意事項】

- ①訪問数は20社以上とし、訪問の実現可能性が高く、将来的な投資につながる効果が期待できる者や、中長期的な視点を持って産業・地域づくりを進めるための知見を有する者等を提案すること。(ただし、提案時までにはアポイントを取ることは不要。)
- ②ヒアリングは原則として県職員と同行して実施することとし、訪問の際に提示する資料の作成や日程調整、訪問記録の作成等、ヒアリングの実施のために必要な事務も併せて行うこと。

5. 成果品

本業務における成果品は次のとおりとする。なお、納品時期等の詳細については、受託候補者との協議により決定する。

- ① 事業実施報告書(原則A4判、両面カラー刷り) 10部
- ② 事業実施報告書【概要版】(原則A4判、両面カラー刷り) 10部
- ③ 上記報告書の内容を収めた電子媒体(CD-R) 3枚
- ④ その他、甲が必要とする資料

なお、調査の最終報告の前に、中間報告(令和6年9月末)を取りまとめることとし、報告書(原則A4判、10~20枚程度、パワーポイントを想定)を電子データで提出すること。